

(平成21年2月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月1日から同年6月1日まで
昭和42年3月21日、C社D工場へ技術職として入社し、数回にわたり転勤はしたものの、61年12月まで、継続して勤務していた。

C社が、昭和45年にE社、56年にA社と社名を変更したことは覚えている。

社会保険庁の記録上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の証言により、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務し（昭和49年5月1日にE社（現在は、B社。）F工場から同社G支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年6月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料は無いものの、事業主は、厚生年金

保険被保険者資格取得届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和49年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 5 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 44 年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 44 年 5 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 25 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 44 年 4 月に夫の同級生である社長に誘われて、A 社に入社した。しかし、同年 4 月 25 日から勤務しているのに、社会保険庁の記録では 6 月 1 日からとなっている。

当時の給与明細書もあり、社会保険料も給与から控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書により、申立人が昭和 44 年 4 月から 45 年 2 月まで A 社に勤務し、44 年 5 月から 46 年 1 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、入社月である昭和 44 年 4 月については、給与明細書により勤務していたと推認されるものの、5 月分の給与明細書では厚生年金保険料が控除されておらず、A 社における保険料の控除方法は翌月控除であったと考えられることから、44

年6月分の給与から控除された保険料は同年5月の保険料であったと推定される上、ほかに同年4月の保険料が控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

さらに、昭和44年5月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和45年に全喪しており、確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 支店における資格取得日に係る記録を昭和 35 年 8 月 8 日に訂正し、同年 8 月の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 8 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 34 年 4 月に A 社へ就職してから、平成 3 年 6 月 30 日に退職するまでの期間において、同社に継続して勤務していた。

社会保険庁の記録上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 社から提出された人事台帳により、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務し（昭和 35 年 8 月 3 日に同社 C 支店から同社 B 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 35 年 9 月の社会保険庁の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する

前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第 1 委員会 の 結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 支店における資格取得日に係る記録を昭和 33 年 11 月 14 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立 の 要旨 等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 14 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 26 年 4 月に A 社に入社し、平成 5 年 2 月に同社を退職するまで継続して勤務していた。

しかし、昭和 33 年 11 月 1 日付で同社 C 支店から B 支店に異動しているのに、厚生年金保険加入記録では 33 年 12 月 1 日に B 支店で被保険者資格を取得したことになる。

A 社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会 の 判断 の 理由

勤務証明書、従業員カード（写し）及び雇用保険の記録により、申立人は、A 社に継続して勤務し（昭和 33 年 11 月 1 日に同社 C 支店から同社 B 支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 33 年 12 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、申立人が資格取得する前後に B 支店で資格取得している者の中に

は、転入前の前任店での資格喪失日と転入後の同支店での資格取得日が相違している者が複数（3人）みられることから、申立人についても、事業主が昭和 33 年 12 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 33 年 11 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
昭和 18 年 4 月に、A 市の B 社技能者養成所へ入所し、19 年 3 月の卒業後、同年 4 月から同社 C 工場で勤務していた。
退職した時期は明確には覚えていないものの、B 社技能者養成所へ一緒に入所した元同僚が、厚生年金保険の被保険者資格を取得しているにもかかわらず、自分が厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

元同僚の年金記録及び証言により、期間及び勤務状況は特定できないものの、申立人が、B 社（現在は、D 社。以下同じ。）に勤務していたものと認められる。

しかし、申立人は、申立期間当時、B 社から厚生年金保険被保険者証を交付されたこと、及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確には記憶していない上、同社での勤務期間も明確には記憶していない。

また、申立人が、同時期に B 社へ入社し、昭和 18 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとしている元同僚については、その厚生年金保険記号番号の払出時期が 19 年 11 月ごろであることが確認できることから、同社が、同年 11 月ごろまで在籍した従業員について、1 年半以上さかのぼって厚生年金保険に加入させたものと推認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月から 18 年 12 月まで
② 昭和 20 年 11 月から 21 年 12 月まで
③ 昭和 55 年 7 月から 56 年 2 月まで

申立期間①について、昭和 16 年 12 月に A 学校を卒業後、B 社 C 事業所に入社し、19 年 1 月に志願兵として D 県にある E 海軍航空隊へ入隊するまで潜水艦の照準器を製作していた。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②について、昭和 20 年 11 月頃に F 社に入社し、21 年 12 月に退職するまで薬の製造をしていた。当時、健康保険証をもらった記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

申立期間③について、昭和 55 年 7 月に、G 所の紹介で H 社へ入社し、フルタイム労働者として勤務していたにもかかわらず、同年 7 月から 56 年 2 月までの期間において、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

なお、昭和 55 年分の所得税の確定申告書の控及び昭和 56 年分給与所得の源泉徴収票には、社会保険料控除額が記載されている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 学校（現在は、I 高等学校。）の証言により、申立人が、昭和 16 年 12 月に同校を卒業後、B 社へ就職したことがうかがえるほか、同社の回答により、期間は特定できないものの、申立人が、同社 C 事業所で勤務していたものと認められる。

しかし、B 社は、申立期間当時、日給制の現場の工員のみを労

働者年金保険の被保険者資格を取得させ、申立人のように、旧制中学卒業者で月給制の正社員については、被保険者資格を取得させていなかったとしている。

また、申立人は、申立期間当時、B社から厚生年金保険被保険者証を交付されたこと、及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情は見当たらない。

さらに、給与明細書や賃金台帳等申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを示す資料が無い。

申立期間②については、厚生年金保険健康保険被保険者名簿により、申立人が、申立期間のうち昭和21年5月21日から同年9月7日までの期間において、F社で勤務していたことは確認できる。

しかし、当該名簿により、申立人が、昭和21年5月21日から同年9月7日までの期間において、F社で健康保険の被保険者資格のみを取得し、厚生年金保険の被保険者資格は取得していないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、F社から厚生年金保険被保険者証を交付されたこと、及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確には記憶していない上、同社へ就職した後も、同社へ厚生年金保険被保険者証を提出した記憶も無いとしているなど、申立内容を裏付ける周辺事情は見当たらない。

さらに、給与明細書や賃金台帳等申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを示す資料が無い。

申立期間③については、雇用保険の記録により、申立人が、昭和55年7月21日から60年1月20日までの期間において、H社（現在は、J社。以下同じ。）に勤務していたことは確認できる。

しかし、H社の役員の証言により、同社が、申立期間当時、従業員の採用に当たり少なくとも3か月の試用期間を設定し、その間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人がH社に就職する前に勤務していたK社が加入するL健康保険組合から提出された資料により、申立期間を含む昭和54年12月22日から56年3月10日までの期間において、同健康保険組合の任意継続被保険者となっていることが確認できる上、申立人が56年3月1日付で厚生年金保険の被保険者資格を取得するとの認識を有していることがうかがわれる。

さらに、現在の社会保険庁の記録等に基づき昭和56年3月から同年12月までの10か月分の社会保険料を試算した結果、申立人が提出した昭和56年給与所得からの源泉徴収票に記載された「社会保険料等の控除額（給与等からの控除分）」の金額とおおむね一

致すると認められるなど、申立内容を裏付ける周辺事情は見当たらない。

加えて、給与明細書や賃金台帳等申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを示す資料が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 11 月 21 日から 31 年 5 月 11 日まで

昭和 22 年 11 月から 31 年 5 月まで、A 社 B 工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっている。

A 社 B 工場を退職した時に退職金は受け取っているが、脱退手当金についてはもらった覚えはないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターに保管されている申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人について、昭和 31 年 7 月 16 日に脱退手当金が支給決定された旨の記載が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、A 社 B 工場（現在は、C 社）において、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 31 年 5 月の前後 2 年の期間内に資格喪失した女性 16 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 12 人は資格喪失日から 3 か月以内に支給決定がされている上、申立人と同日に資格喪失した者の支給決定日が申立人と同日であることのほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無

いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 9 月ごろから 57 年 3 月ごろまで
② 昭和 58 年 9 月から 59 年 4 月 5 日まで
③ 昭和 61 年 8 月から 63 年 5 月まで

① 公共職業安定所の求人情報をみて A 社に入社し、6 か月間の季節工として 3 回勤務した。

1 回目及び 2 回目の勤務期間については厚生年金保険に加入しているが、3 回目の勤務期間（昭和 56 年 9 月ごろから 57 年 3 月ごろまで）については、厚生年金保険の被保険者となっていない。

この期間についても A 社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

② 昭和 58 年 9 月から 59 年 7 月まで、B 社に勤務していたのに、58 年 9 月から 59 年 3 月までの期間が厚生年金保険に加入していない。

また、一度、B 社を退職した後、昭和 61 年 8 月に同社に再入社し 63 年 5 月まで勤務したが、この期間の厚生年金保険加入記録が全く無い。

これらの期間についても B 社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社が保管している「被保険者台帳及び各種保険台帳」によると、申立人の厚生年金保険の被保険者と

しての記録は確認できない。

また、A社が加入するC厚生年金基金の加入記録でも、申立人は1回目及び2回目の勤務期間については、同基金に加入しているが、申立期間①については加入していたことが確認できない。

さらに、A社は、申立期間当時、雇用保険には加入しても厚生年金保険には加入しなかった季節工等が複数名いたとしている。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票でも、申立期間においては整理番号に欠番も無い。

申立期間②及び申立期間③については、雇用保険の記録では、申立人はB社において昭和59年4月5日に被保険者資格を取得し、59年7月31日に離職しており、これ以外に同社に係る雇用保険記録は無いことから、申立人が申立期間②及び申立期間③において、同社に勤務していたことが確認できない。

また、B社の当時の店長は、申立期間当時は、入社後数か月を経過してから厚生年金保険に加入させており、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させていたとしている。

さらに、申立人が名前をあげた同僚についても、申立期間において厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

なお、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、申立人は昭和59年4月5日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月1日に喪失したことが確認できる上、申立期間②及び申立期間③においては同名簿に申立人の氏名が記載されておらず、整理番号に欠番もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。